

◎新潟県告示第1130号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、五頭連峰、十字峡、佐武流山、能生、新穂鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 五頭連峰鳥獣保護区

(1) 区域

阿賀野市所在国有林野下越森林計画区内113、114、115、116、117、118、119の各林班、120林班中い1、い2、い3、い4、い5、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、は、ハ1、ハ2、ハ3、ニ1、ニ2の各小班及び国有林野下越森林計画区内に介在する阿賀野市勝屋字広川原、葦平の民有地の区域並びに阿賀野市勝屋字大荒川1830-16、1830-17、1830-20、1830-21、阿賀野市大室字大室山3946-153、3946-159、3946-160、3946-184、3946-185、3946-186、3946-187、3946-189、3946-190、阿賀野市今板字葎沢1355-11、1355-12及び阿賀野市今板字山ノ下706-1、706-4の県有地の区域並びに東蒲原郡阿賀町所在国有林野下越森林計画区内205林班、206林班中い、ろ、は1、は2、に1、に2、ほ、へ、と1、と2、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、ち6、り3、り4、り5、ぬ1、ぬ2、イ1、イ2、ロの各小班、207林班中ほ2小班、208林班中へ2、と2の各小班及び209林班中へ2、と2の各小班的区域、並びに中ノ沢溪谷森林公園のうち阿賀町中ノ沢小鱒谷1344-6及び1344-7の区域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は五頭山を中心とし、付近一帯はブナ林を主体とした天然林に覆われ、ミズナラ、ユキツバキ、オオバクロモジ等の植物も見受けられる。500～1,000メートル位の山塊郡に囲まれ、国有地であるため乱開発もされず、アカゲラ、コゲラなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、県立自然公園にも指定されており、青少年を対象とした自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 十字峡鳥獣保護区

(1) 区域

三国川上流の十字峡を起点とし、ここから稜線を北東へ進み国有林界との交点に至る。ここから国有林界を東方に進み、起点の東方1,150メートルの位置に至る。ここから北西へ進み、黒又沢に至る。ここから同沢を北方へ進み、御神楽沢との合流点に至る。ここから同沢を北西へ進み、稜線をたどり国有林中越森林管理署第164林班と第166林班の境界に至る。ここから同境界を北方へ進み、旧六日町と旧大和町の町境に至る。ここから町境を東方へ進み、旧湯之谷村・旧六日町・旧大和町の境界に至る。ここから旧湯之谷村と旧六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を南方へ進み、丹後山（1,808.6メートル）、下津川山（1,927.7メートル）を経て国有林中越森林管理署第149-I林班と第156林班の境界に至る。ここから同第156林班と第149林班-I、第151、第152、第153、第154林班の境界線を進み国有林界に至る。ここから国有林界を東方へ進み、国有林中越森林管理署第158林班と第160-III林班の境界に至る。ここから同第158、第159、第160、第160-I林班と第160-III、第160-II林班の境界線を進み下津川に至る。ここから下津川を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は低木林などからなる地域であり、イワツバメ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥獣とともに、

イヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 佐武流山鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,191.5メートルの佐武流山を起点とし、ここから新潟県と長野県の県境を北方に進み、赤倉山(1,938.4メートル)を経て国有林中越森林管理署第45林班と第46林班の境界に至る。ここから同境界を東方へ進み、同第45、第44、第65林班と第46、第47、第48、第64林班の境界線を進み赤湯山(1,655.0メートル)に至る。ここから同第65、第40林班と第66林班の境界線を進み、同第66林班と第69林班の交点に至る。ここから大栃沢を南方に進み、さらに稜線を南東へ進み筍山(1,789.7メートル)に至る。ここから国有林中越森林管理署第67、第62、第61林班と第72、第73、第74、第76林班の境界線を進み新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を西方へ進み、上ノ倉山(2,107.8メートル)、忠次郎山(2,084メートル)を経て、新潟県・群馬県・長野県の県境に至る。ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、コルリ、コガラなどをはじめとする多様な鳥獣とともにイヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

広葉樹林、針葉樹林など鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 能生鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字能生地内の国道8号と市道榎能生線との交差点を起点として、同国道を北東に進み同市大字百川地内の市道百川線との交差点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道山王線との交差点から同山王線を南東に進み、農道猫岩線、同グミ平線、市道大王下村線を経て市道大王線との交差点に至る。ここから、同大王線を南東に進み同市大字大王地内の市道榎能生線との交差点に至る。ここから、市道榎能生線を西に進み、市道丸山線との交差点に至る。ここから、市道丸山線を北東に進み、同榎能生線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ウグイス、ヤブサメ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 新穂鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内の主要地方道佐渡縦貫線と行谷川との交点である宮神崎橋を起点とする。ここから行谷川を西に進み、市道長畝61号線の下野橋から約50メートル下流で、右岸の大排水路に至る。ここから大排水路を西へ進み、さらに同排水路を約500メートル北へと進み、市道長畝75号線との交点に至る。ここから同

市道を東へ進み、市道水渡田27号線に至る。ここから同市道を北へ進み市道水渡田26号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道金井22号線を経て市道吉井幹線7号線を東へ進み、市道吉井幹線3号線との交点に至る。ここから同市道を南東へ進み、市道潟上73号線を経て、市道潟上48号線との交点に至る。ここから同市道を約250メートル西へ進み南へ折れ、約500メートル進み市道潟上長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、市道長畝55号線を経て、市道青木長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を南へ進み、行谷川との交点である朱鷺見橋に至る。ここから行谷川を西へ進み、起点とを結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、佐渡トキ保護センター、トキの森公園を中心としてトキ保護活動の重要な拠点であり、トキの野生復帰事業により放鳥されたトキのねぐらや採餌場所ともなっている。また、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥類が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資することを目的としている。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。